ＪＴＢ旅ホ連共済

《規　約》

2025 年 4 月 1 日（改定）

JTB協定旅館ホテル連盟

目次　　ページ

第１章　総則
第１条　名称 ･･････ 1
第２条　目的 ･･････ 1
第３条　業務 ･･････ 1
第４条　業務の公示 ･･････ 1

第２章　加入員
第５条　加入員の種別と登録 ･･････ 2
第６条　普通加入員 ･･････ 2
第７条　特別加入員 ･･････ 2
第８条　加入員の年齢要件 ･･････ 2
第９条　資格の取得 ･･････ 3
第 10 条　加入員資格の継承 ･･････ 3
第 11 条　資格の喪失 ･･････ 4
第 12 条　資格の更新 ･･････ 4

第３章　役員
第 13 条　役員 ･･････ 5
第 14 条　理事長 ･･････ 5
第 15 条　常務理事 ･･････ 5
第 16 条　理事および監事 ･･････ 5
第 17 条　役員の就任・解任 ･･････ 5
第 18 条　役員の任期 ･･････ 5
第 19 条　役員の処遇 ･･････ 5
第 20 条　事務局 ･･････ 5

第４章　理事会
第 21 条　理事会の召集 ･･････ 6
第 22 条　理事会の決議事項 ･･････ 6
第 23 条　理事会の議長 ･･････ 6
第 24 条　理事会の成立 ･･････ 6
第 25 条　理事会の議決方法 ･･････ 6
第 26 条　審議・諮問 ･･････ 6

第５章　加入費
第 27 条　加入費の額 ･･････ 7
第 28 条　加入費の負担 ･･････ 7
第 29 条　加入費の納入方 ･･････ 7
第 30 条　プランの変更 ･･････ 7

目次　　ページ

第６章　給付
第 31 条　給付 …… 8
第 32 条　給付の種類 …… 8
第 33 条　弔慰金及び家族弔慰金 …… 8
第 34 条　死亡保険金・後遺障害保険金 …… 8
第 35 条　療養＜休業＞見舞金 …… 8
第 36 条　通院見舞金 …… 9
第 37 条　入院見舞金 …… 9
第 38 条　災害見舞金 …… 10
第 39 条　特別災害見舞金 …… 10
第 40 条　長寿祝金 …… 10
第 41 条　結婚祝金 …… 10
第 42 条　出産祝金 …… 11
第 43 条　入学祝金 …… 11
第 44 条　業務上災害または通勤災害の認定 …… 11
第 45 条　給付金の併給 …… 11
第 46 条　給付の制限 …… 11
第 47 条　天災に起因する場合の給付総額の制限 …… 12
第 48 条　給付を受ける権利の時効 …… 12
第 49 条　異議の申立て …… 12
第 50 条　合意管轄裁判所 …… 12

第７章　資産および会計
第 51 条　資産 …… 13
第 52 条　会計年度 …… 13
第 53 条　決算報告 …… 13
第 54 条　剰余金および不足金 …… 13
第 55 条　帳簿の閲覧 …… 13
第 56 条　定期検証 …… 13
第 57 条　旅ホ連共済の解散 …… 13

第１章　総則

第１条　名称

この組織はＪＴＢ協定旅館ホテル連盟共済（略称）「ＪＴＢ旅ホ連共済」（以下単に「旅ホ連共済」という）という。

２　旅ホ連共済の事務局は次に置く。
東京都文京区湯島３丁目 37 番４号
ＪＴＢ協定旅館ホテル連盟（以下旅ホ連）本部内

３　旅ホ連共済は必要に応じて支部を置くことができる。

第２条　目的

旅ホ連共済は「互助共済の精神」に則り、加入員の福利厚生の増進を図ることを目的とする。

【解 説】

１　旅ホ連共済は旅ホ連の組織であり、また、旅ホ連に加盟されている施設の皆様ご自身の組織です。
旅ホ連の設立 30 周年を記念し、会員に対するサービスの一環として従業員福祉の充実を図り、優秀な従業員の長期定着化により、接客サービスの向上を期して 1987 年に設立されました。
このような組織は他の旅ホ連にはなく、旅ホ連加盟会員のみが享受できるメリットの一つとなっています。

２　旅ホ連共済運営の基本は会員相互の「助け合いの精神」にあります。それぞれの会員が加入員数に応じた加入費を出し合い、これを財源として不慮の事故や弔事、慶事のときにお支払いするものです。

３　福利厚生は、高い水準の制度を１軒の旅館ホテルで制定することは困難です。
旅ホ連共済は旅ホ連加盟施設を対象として組織化し、スケールメリットによって高水準の福祉制度を実現したものです。

４　旅ホ連共済の運営は基本的には「自己完結型」であり利潤の要素がないため、低廉な加入費で高水準の給付が可能となります。ただし 2006 年４月の「改正保険業法」の施行により、給付項目の一部を損害保険会社に委託しております。

第３条　業務

旅ホ連共済は前条の目的を達成するため次の業務を行う。

（１）加入員の加入、資格更新および加入促進に関する業務
（２）加入会員に対する給付に関する業務
（３）団体「傷害総合保険」契約の申込受付、収納業務
（４）旅ホ連共済財産の管理、運用に関する業務
（５）旅ホ連共済規約の維持、改定および廃止に関する業務
（６）共済制度、福利厚生制度等の研究に関する業務
（７）その他旅ホ連共済の目的を達成するために必要な業務

【解 説】

旅ホ連共済では加入員に対するサービスを中心として、組織の維持、強化のために、加入促進活動を積極的におこなっています。この目的は会員の増強によって、より一層財政基盤を安定させ、さらに給付内容を充実させていくことにあります。

第４条　業務の公示

旅ホ連共済の事業、会計、規約改定その他重要な事項については理事会の承認を受けて「ＪＴＢ旅ホ連ニュース」に掲載する。

２　加入員は公示内容について疑義があるときは、公示の日から１ヶ月以内に文書をもって申立をすることができる。

【解 説】

旅ホ連共済の決算内容、財政の状態、年度の事業計画、予算などは毎年４月に開催される理事会で決定されます。
その内容は開催後にＪＴＢ旅ホ連ホームページ「やどこむ」に掲載されますのでご覧ください。

第２章　加入員

第５条　加入員の種別と登録
加入員の種別は次のとおりとする。
（１）普通加入員
（２）特別加入員
２　加入の登録は一人１施設のみとする

【解 説】
一人で複数の施設を経営している場合でも、加入登録は１施設のみとします。複数施設への加入登録はできません。

第６条　普通加入員
旅ホ連加盟施設の経営者、役員、従業員であって第８条に定める年齢要件を満たしているときは「普通加入員」になることができる。
２　経営者および役員は「常勤」とする。
３　従業員とは雇用契約が締結されている人。
４　加入員は氏名登録制（氏名、性別、生年月日）とする。
５　旅ホ連共済への加入は「１施設全員加入」、「有志」または「希望者」だけの加入も認めることとする。

【解 説】
１　旅ホ連共済に加入できるのは正規従業員だけではなく、経営者、役員、嘱託、アルバイト、パート等旅館ホテルに在籍するすべての方です。
２　旅ホ連共済はお互いの助け合い組織なので「給付の公平性」を保つことが大前提です。また、同時に「負担の公平性」も大切な要素です。
この負担の公平性を全体で遵守していくためにその旅館ホテルの「**全員が加入すること**」を推奨しています。
３　アルバイト、パートの加入については、雇用契約を締結していることが条件となります。また、雇用が不安定な要素がありますので、加入か否かは経営者の判断に委ねます。
４　外国人従業員が加入する場合は、正規の入国審査のもとに合法的に滞在していることが条件です。また、外国人従業員も会員施設（経営者）と正式な雇用契約を締結していることが加入の条件となります。
５　上記４については、帰国またはその他の理由により、加入施設を退社した時点で共済は脱退となります。

第７条　特別加入員
経営者のうち１名（ＪＴＢと宿泊基本契約を締結している当事者）を「特別加入員」とすることができる。ただし、非常勤の経営者または役員に該当する場合を除く。

【解 説】
加入員のうち「特別加入員」の資格で加入できるのは各旅館ホテルで１名だけです。「特別加入員」とはＪＴＢと宿泊基本契約を締結している当事者（通常は社長や代表者）がこれに該当します。

第８条　加入員の年齢要件
加入員の加入資格のうち年齢要件は次による。
（１）新規に加入する人（追加加入を含む）の年齢
ア．普通加入員については、年度の初日（４月１日）現在の満年齢が 15 歳を超えており、70 歳未満であること。
イ．特別加入員については、年度の初日（４月１日）現在の満年齢が 75 歳未満であること。
（２）追加加入する人の年齢
ア．普通加入員については、年度の初日（４月１日）現在の満年齢が 15 歳を超えており、70 歳未満であること。
イ．特別加入員については、年度の初日（４月１日）現在の満年齢が 75 歳未満であること。
（３）継続して加入している人の年齢
ア．普通加入員については、更新日（４月１日）現在の満年齢が 70 歳未満であること。
イ．特別加入員については、更新日（４月１日）現在の満年齢が 80 歳未満であること。
（４）継続加入している人の退会年齢
ア．普通加入員については 75 歳を迎えた年の年度末
イ．特別加入員については 85 歳を迎えた年の年度末

【解 説】

1　新規加入とは、旅館ホテルが初めて旅ホ連共済に加入することをいいます。
（過去に脱退した旅館ホテルが改めて加入する場合もを含みます）

2　追加加入者とは、既に旅ホ連共済に加入している旅館ホテルで(新しく採用した方など)旅ホ連共済に未加入の方が追加して入することをいいます。

3　継続加入者とは、既に加入している旅館ホテルで、資格更新をして継続して加入する方をいいます。
資格更新は毎年４月１日付で実施しています。

4　年度途中の「追加加入」は頻度も多く旅館ホテル側の事務処理も大変ですが、給付を受けるためには「加入員になっていること」が必須の条件です。そのため、月１回程度加入員名簿を見直していただき、その都度追加加入等の手続きをしていただきますようお願いいたします。

第９条　資格の取得

加入員の資格は旅ホ連共済所定の手続きにより加入または更新の申込書が受理され、対象者全員の加入費が事務局に入金された日に発生する。

２　経営者・役員・従業員ともに新規に加入するときに「傷病等により療養・治療中」の場合は加入できない。

３　第 10 条規定にもとづく資格継承による加入員資格の発生日は同条の定めによる。

【解 説】

1　旅ホ連共済の諸給付は加入員資格がないと適用（支給）されません。従って「加入員資格の取得日がいつか」ということと「給付事由が発生した日に加入員資格を有していたかどうか」が問題になることがあります。

2　規約では「新規加入、追加加入または更新手続きが受理され」そして「対象者全員の加入費が事務局に入金された日」を加入員資格の発生日としています。
ただし、旅ホ連共済の集金事務の都合上、実務的には次のように取り扱っています。

（1）「新規加入、追加加入または更新手続きが受理された日」とは旅館ホテルの方が所定の書類を発送した日の翌日（以下、単に「受理日」という）をいいます。
・郵送の場合は消印日の翌日
・ＦＡＸの場合は送信日の翌日
・電子メールの場合は　送信日の翌日
・持参の場合は持参日の翌日
なお、「○月○日から加入」と先付の期日が記載されている場合は、その記載日が手続き日となります。

（2）「全員の加入費が事務局に入金された日」とは、次の日をいいます。
・加入費の収受は「会員指定の口座からの自動引落し」、または「旅ホ連共済の口座への振込み」のいずれかの方法によっています。従って「書類の受理日」よりも「入金日」が遅れる場合があります。
・このため、実務上は資格発生日を次のように取り扱っています。
ア．事務局発行の請求書に記載されている「引落し日」又は「振込み指定日」までに入金された場合は、加入手続書類の受理日を資格発生日とします。
イ．事務局発行の請求書に記載されている「引落し日」又は「振り込み指定日」までに入金されなかった場合は、手続書類の受理日ではなく「実際に引落しされた日」又は「実際に振り込まれた日」を資格発生日とします。

（3）このように加入費の支払いは、加入員資格の発生の重要な要件になっています。
手続書類を受理していても、指定の期日までに未入金の場合は給付の対象となりませんのでご注意願います。

3　「資格継承」の場合はその年度の加入費を支払う必要がありませんので、加入費の入金を基準とした資格発生日で、この場合の資格発生日については、第 10 条をご参照ください。

第 10 条　加入員資格の継承

年度の途中において脱退者が生じた場合、その人の加入員資格については、次により未加入者に継承することができる。ただし、「加入員が死亡したとき」は「資格の喪失（規約第 11 条)」であり「脱退」とはならないため加入員資格は継承することはできない。

（1）脱退者１名につき１回限りとし、被継承者の加入員資格はその年度の３月 31 日までとする。

（2）被継承者の満年齢が継承時、70 歳未満であること。

（3）資格継承の手続は旅ホ連共済所定の「資格継承届」に脱退者および被継承者の氏名等を記入し、旅ホ連共済に提出することとする。

（4）被継承者の加入員資格の発生日は「資格継承届」の提出日にもとづき次のとおりとする。
・郵送のときは消印日の翌日
・ＦＡＸのときは送信日の翌日
・電子メールのときは　送信日の翌日
・持参のときは持参日の翌日

（5）資格継承時には同一プランでの継承とする。

（6）上記各号にもとづく資格の被継承者に対しては、その年度の加入費を徴収しないものとする。

【解 説】

1　この規定は労働移動が激しい宿泊業界の実情を勘案して制定されたものです。

2　年度の途中で脱退者が生じた場合は、その方の加入員資格を他の未加入の方に引き継ぐことができます。
この場合、脱退者が脱退した日に被継承者がいなくても、その後採用された方に継承されても構いません。
ただし、脱退者の加入員資格は脱退日の翌日に喪失して被継承者の加入員資格は「資格継承届」の提出日の翌日から発生しますので、被継承者が日を置かずに資格継承する場合は、事前に「資格継承届け」の提出が必要となります。

3「脱退者１人につき１回限り」ですから、資格の継承を受けた方がさらにその年度内に脱退した場合には、その資格を他の方に継承することはできません。

4　被継承者の加入員資格の発生日は「資格継承届」を受理した翌日となります。
資格継承の届出が遅れた場合、採用日等に遡って加入員資格を取得することは出来ませんのでご注意願います。

5　脱退者が生じその年度内に被継承者がいなかった場合であっても加入費は返金されません。

第 11 条　資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する場合は「その事由が発生した日の翌日」に加入員資格を喪失する。

（1）旅ホ連加入の旅館ホテルが旅ホ連を退会したとき（加入員全員）
（2）加入費が所定の期日までに納入されなかったとき（対象となる加入員）
（3）加入員が死亡したとき（その加入員）
（4）加入する経営者・役員・従業員が退任（退職）したとき
（5）経営者が加入員を旅ホ連共済から脱退させたとき（その加入員）

【解 説】

1　旅ホ連共済の諸給付は加入員資格がないと適用（支給）されません。このため、「加入員資格の喪失日はいつか」ということと「給付事由が発生した日に加入員資格を有していたかどうか」が問題になることがあります。

2　これを明確にするためにこの規定が設けられています。加入員の資格は「資格喪失日の前日」までです。

3　資格喪失の具体的な事由ごとの喪失日は上記条文のとおりですが、これらはいずれも「加入費が納入され加入員資格があった人」を前提にしたものであり、加入手続きの書類を受理していても「加入費が納入されない場合」は元来加入員資格が発生していないため給付の対象にはなりません。

4　旅ホ連共済は旅ホ連会員のみが加入できる制度です。共済加入施設が年度途中で旅ホ連を退会した場合は、その時点で旅ホ連共済も脱退となります。

第 12 条　資格の更新

加入員資格はその年度の末日（３月 31 日）までとする。

2　加入員資格は毎年４月１日付で更新する。

3　加入員資格を更新をしない場合、保険については、３月 31 日の 16 時に失効する

【解 説】

1　加入員資格はその年度の３月 31 日までです。従って、加入費が所定の期日までに納入されている場合の加入員資格の有効期間は次のようになります。

（1）新規・追加継承加入の場合
加入日から、その年度の３月 31 日まで。

（2）継続加入（年度更新）の場合
４月１日から翌年の３月 31 日まで。

2　年度更新スケジュールは次のとおり。

・旅ホ連共済からのご案内書面、更新申込書、などの送付（共済事務局から会員へ）
１月下旬
・更新申込書、の返送（会員から共済事務局へ）
２月中旬
・請求書、新加入員名簿などの送付（共済事務局から会員へ）
２月下旬
・加入費の納入（自動引落しまたは振込み）
３月中旬

第３章　役員

第 13 条　役員
旅ホ連共済に次の役員をおく。
理事長１名　　理事 22 名以内　　監事２名
２　理事の構成は次のとおり。
（１）旅ホ連支部連合会長・旅ホ連本部ホテル部会長は、理事に就任する。
（２）理事のうち、関東・中部・西日本各支部連合会から各２名、北海道・東北・九州・沖縄支部連合会から１名の旅ホ連本部人財・組織強化委員を理事長が任命する。
（３）理事のうち旅ホ連本部専務理事、旅ホ連本部事務局長、ＪＴＢ旅連事業㈱の代表取締役の３名は理事長が任命する。
３　前項に拘わらず理事長が認めた場合は、理事に任命することがある。
４　監事は関東・中部の各支部連合会からそれぞれ１名を各支部連合会会長が推薦し理事長が任命する。

第 14 条　理事長
理事長には旅ホ連本部の会長が就く。
２　理事長は旅ホ連共済を代表し、業務を総括する。
３　理事長に支障があるときは、旅ホ連共済常務理事がその職務を代行する。

第 15 条　常務理事
次の理事を常務理事として理事長が任命する。旅ホ連支部連合会長、旅ホ連本部ホテル部会長、旅ホ連本部専務理事。
２　常務理事は理事長を補佐し、重要事項を合議のうえこれを処理する。
３　常務理事のうち旅ホ連本部専務理事は、理事長を代行して旅ホ連共済の業務を処理する。
４　前項に拘わらず理事長が認めた場合は、理事のうちから常務理事に任命することがある。

第 16 条　理事および監事
理事および監事は加入員の中から選出し、理事長がこれを任命または職責として充て職とする。
２　前項に拘らず理事長が認めた場合は、理事のうち若干名を加入員以外から選出し任命することができる。
３　理事は旅ホ連共済業務を掌理する。
４　監事は旅ホ連共済の財産および経理の状況を監査する。

第 17 条　役員の就任・解任
理事会決議をもって就任・解任することを定める。

第 18 条　役員の任期
役員の任期は旅ホ連本部通常総会役員改選後より２年間とする。ただし、重任を妨げないが、改選当日の満年齢が 70 歳以上の場合は重任をしない。
２　役員に欠員が生じたときはこれを補充する。補充により就任した役員の任期は前任者の残余期間とする。
３　前項に拘らず役員に欠員が生じた場合であっても特に支障がないときはその直後の理事会まで補充をしない。ただし、監事が１名以上欠員となった場合を除く。
４　役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間は引続き従前の職務を行う。

第 19 条　役員の処遇
役員は名誉職とする。
２　役員の会務に要した費用はこれを支給することができる。

第 20 条　事務局
旅ホ連共済に事務局をおく。
２　事務局には事務局長および必要により職員若干名をおく。
３　事務局長は理事長が任命し、旅ホ連共済常務理事の指揮を受けて旅ホ連共済の事務を処理する。
４　職員は理事長が任命し、事務局長の指示を受けて共済事務の処理にあたる。

第４章　理事会

第 21 条　理事会の召集
理事会は理事長が召集し、原則として年２回開催する。
２　前項に拘らず、次の各号のいずれかに該当する場合は臨時に理事会を開催することができる。
（１）理事定数の３分の１以上から請求があったとき。
（２）加入員から第４条第２項にもとづく疑義の申出または第 49 条にもとづく異議の申立があり、理事長が開催の必要性を認めたとき。
（３）その他理事長がとくに必要と認めたとき。
３　理事会は理事長および理事、監事で構成する。

【解 説】
理事会は通常、４月と 11 月に開催されます。
２　４月の理事会は前年度の決算、剰余金処理、新年度の事業計画、予算等について審議、決定されます。
３　11 月の理事会は事業計画の進捗状況や予算の達成状況などについて報告、審議されます。

第 22 条　理事会の決議事項
理事会は次の事項について審議し、決議する。
（１）年度の事業運営計画
（２）年度の予算および決算
（３）資金運用についての基本方針
（４）旅ホ連共済規約の改廃
（５）その他旅ホ連共済運営についての重要事項

【解 説】
理事会ではこのような諸事項について審議、決定されますが、その内容については直後の「ＪＴＢ旅ホ連ニュース（やどこむ）」に掲載されますのでご確認ください。

第 23 条　理事会の議長
理事会の議長は理事長がこれにあたる。
２　理事長に支障があるときは、旅ホ連共済常務理事が議長となる。

第 24 条　理事会の成立
理事会は、理事定数の３分の２以上の出席により成立する。
２　あらかじめ提出された委任状は、前項の出席数に含める。

第 25 条　理事会の議決方法
理事会の議事は、出席理事の２分の１を超える数の賛成をもって決する。
ただし、第 22 条第４号（旅ホ連共済規約の改廃）については出席理事の３分の２を超える数の賛成を要する。
２　前項による賛成数が可否同数（旅ホ連共済規約の改廃については３分の２丁度）の場合は議長がこれを裁決する。
３　理事より提案があり理事長が認めた場合、その提案について理事全員が書面又は電磁的記録により、同意の意志表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。

第 26 条　審議・諮問
次の事項について旅ホ連本部人財・組織強化委員会において審議、諮問を行う。
（１）加入員の拡大に関する具体策の立案、実施
（２）給付に関する条文上の疑義についての決定、異議申立てに関する決済およびその処理
（３）定期検証の実施および理事会への諮問
（４）旅ホ連共済規約の改定に関する理事会への諮問
（５）その他旅ホ連共済の発展または加入員の福祉の向上に関する事項

第５章　加入費

第 27 条　加入費の額

加入費は年額制とし、年間（４月１日から翌年３月 31 日まで）の加入費は、（プランＡ）１人 3,600 円、（プランＢ）１人 8,400 円とする。

２　新規に加入する場合（追加加入を含む）の加入費は、加入の月に応じて一人につき次のとおりとする。

加　入　月		４月	５月	６月	７月	８月	９月
加入費	プランＡ	3,600 円	3,300 円	3,000 円	2,700 円	2,400 円	2,100 円
	プランＢ	8,400 円	7,700 円	7,000 円	6,300 円	5,600 円	4,900 円
加　入　月		10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
加入費	プランＡ	1,800 円	1,500 円	1,200 円	900 円	600 円	300 円
	プランＢ	4,200 円	3,500 円	2,800 円	2,100 円	1,400 円	700 円

【解 説】

１　加入費は年会費制となっており、雇用形態や身分に関係なく全員一律で、一人年間（プランＡ）3,600 円、（プランＢ）8,400 円です。（４月１日から翌年３月 31 日までの加入費です）

２　旅ホ連共済のうち団体「傷害総合保険」の保険期間は当年度３月 31 日（16 時）～翌年３月 31 日（16 時）です。

３　年度の途中での新規加入、追加加入の場合の加入費は上表のとおりです。（加入日からその年度の３月 31 日までの加入費です）

第 28 条　加入費の負担

加入費はその全額を加入する施設（経営者）が負担することを推奨する。

２　前項に拘らず、加入費の一部または全額を加入員個人（親睦会等）が負担して加入することができる。
ただし、次の各号を満たしていることを原則とする。

（１）個々人からの加入費の徴収は加入する施設（経営者）または親睦会が行い、全員の年間加入費をとりまとめ、一括して旅ホ連共済に支払うこと。

（２）加入の申込みは所属の旅館ホテル名とするが、給付請求は個人又は親睦会の担当者がおこなうこと。

【解 説】

１　旅ホ連共済は従業員に対する会社施設の福利厚生の一環として、福祉の充実を図ることを最大の目的としています。従って、加入費は会員の施設（経営者）が負担することを推奨しています。

２　一方で、加入費の一部または全額を個人負担としてでも旅ホ連共済に加入したいというニーズもありますので、その場合の取り扱い方を定めたものが上記の第２項です。

第 29 条　加入費の納入方

新規に加入する場合の加入費は、旅ホ連共済事務局の預金口座に振込むものとする。

２　継続して加入している場合の加入費は、旅ホ連共済事務局が旅館ホテルの指定する預金口座から自動引落しを行うことを原則とする。

３　追加加入者の加入費の納入方は原則として前記第２項による。

４　一旦納入された加入費は一切これを返戻しないものとする。

【解 説】

１　加入費の支払方には次の２とおりの方法がありますが、旅ホ連共済の事務処理の都合上特別な事情がない限り「自動引落し」によることをお願いしております。

（１）指定預金口座からの自動振替（自動引落し）
あらかじめ預金口座を指定して「預金口座振替依頼書」を提出していただきます。更新時の加入費の支払いや追加加入があった場合の加入費は、原則として毎月 12 日にその口座から引落しさせていただきます。振替に伴う手数料は旅ホ連共済事務局が負担します。

（２）旅ホ連共済の預金口座への振込み
特別な事情によって「自動引落し」を希望しない場合は、その都度旅ホ連共済の預金口座に振込んでいただきます。振込みに伴う手数料は会員のご負担となります。

２　年度更新（継続加入）の場合の支払い日は次のとおりです。
旅ホ連共済事務局から送付した請求書にもとづいて、原則として３月中旬日に振替（自動引落し）となります。
※振込みの場合は３月中旬日までに旅ホ連共済の口座に振り込んでいただきます。（期日は請求書に記載）

３　追加加入の場合の支払日は次のとおりです。
※旅ホ連共済事務局から送付した請求書にもとづいて、原則として翌月 12 日に振替（自動引落し）となります。
加入費の入金がされないと加入員資格が発生しませんのでご注意ください。

第 30 条　プランの変更

プランＡからプランＢへの変更手続きは毎月末におこない、プラン変更開始日は翌月の１日からとする。

２　プランＢからプランＡの変更は４月の更新時期のみ可能とする。

第６章　給付

第 31 条　給付

旅ホ連共済の給付はこの章の定めによる。

２　給付を受けるときは、給付申請書およびその事由を証明する書類を添えて、理事長に提出するものとする。

３　給付金は死亡・後遺障害保険金を除き、会員の施設（経営者）に一旦支払うこととする。
ただし、加入費の一部または全額を個人負担して加入した場合の給付金は親睦会または個人に支払う。
（死亡・後遺障害保険金の支払は保険会社から直接、本人または遺族の指定する口座に振り込まれる。）

【解 説】

１　給付を受けるためには給付申請書（所定の様式）とその事実を証明することができる書類の添付が必要です。

２　給付申請の書類は原則として郵送願います。
（PDF にしてパスワードを付けて送信する場合は、電子メールでも可。また登記済代表印またはこれに準ずる印鑑（社判可）が押されている場合は FAX でも可とします。但し、施設様の個人情報保護方針の規定を優先します。機微な個人情報を含む書面の FAX は、ご遠慮ください。）

３　給付金は原則として一旦会員の施設（経営者）に振込まれます。

４　加入費の一部、または全額を個人負担として加入している場合の給付金は、親睦会等の口座に振込まれますので必ずその全額を本人（遺族）にお支払い願います。

５　外国人従業員の給付請求権は日本滞在期間となります。

第 32 条　給付の種類

この規約による給付は次のとおりとする。

（１）弔慰金　（２）家族弔慰金　（３）死亡保険金　（４）後遺障害保険金
（５）療養（休業）見舞金　（６）通院見舞金　（７）入院見舞金　（８）災害見舞金
（９）結婚祝金　（10）出産祝金　（11）入学祝金（小学校・中学校）　（12）長寿祝金（古希・喜寿）

第 33 条　弔慰金及び家族弔慰金

加入員が死亡した場合は次により弔慰金を給付する。

（１）加入員が一般の病気やケガによって死亡した場合　10 万円
※プランＢの加入者は、死亡保険金の対象とならない場合に給付されます。

２　加入員の配偶者、子、または父母が死亡したときは下記により家族弔慰金を給付する。

（１）配偶者又は子の場合は３万円を給付する。但し、子の場合で生後７日以内の死亡の場合は１／２の額を給付する。
父母（加入員と同居する義父母＜配偶者の父母＞を含む）の場合は１万円を給付する。

（２）複数の加入員が関係する場合、加入員それぞれに給付する。

【解 説】

１　地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する場合を含みます。

２　子の死産又は、流産の場合は出産祝金の中で「弔慰金」の名目で給付します。

第 34 条　死亡保険金・後遺障害保険金

加入員が業務中や通勤途上で、傷害事故（急激かつ偶然な外来の事故）の日から、その日を含めて 180 日以内にそのケガがもとで死亡したり後遺障害を被られた場合に、保険会社より加入プランの保険金が支払われる。
（死亡の場合は保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて保険金額の４％～ 100％）
内容については引受保険会社の規定に従う。

２　プランＢは１項について、業務中や通勤途中に限らず 24 時間補償する。

【解 説】

１　地震、噴火またはこれらによる津波による死亡・後遺障害については保険金の支払いはありません。

２　保険金の請求についてはＪＴＢ旅ホ連共済募集パンフレットに差し込みの「ＪＴＢ旅ホ連共済における団体傷害総合保険」のご案内を参照下さい。

３　死亡・後遺障害保険金の支払いは保険会社から直接、本人または遺族の指定する口座に振り込まれます。

第 35 条　療養＜休業＞見舞金

加入員が業務上災害または通勤災害によって負傷し、その治療のために休務した場合であって、休務期間が４日以上となったときは、次により療養（休業）見舞金を給付する。
（地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する場合を含む）

加入プラン	療養（休業）期間	給付額
プランＡ	４日 ～ 30 日	３万円
	31 日 ～ 60 日	６万円
	61 日 ～	10 万円

加入プラン	療養（休業）期間	給付額
プランＢ	４日 以上	10 万円

【解 説】

1　この条項は、加入員が業務上災害や通勤災害によって負傷し、その治療のために会社を４日以上休んだ場合に給付されます。負傷の原因が天災による場合も適用されます。
業務上災害とは、一般的に「業務遂行性」と「業務起因性」の双方を満たしていることが必要です。
業務遂行性とは、使用者の指示、命令によって業務に従事している状態にあることをいいます。
通勤災害において通勤とは、業務に従事するために自宅と会社との間を合理的な時間と経路で往復する途上のことをいいます。
従って、私的な理由による通勤の中断や、常識の範囲を超えた迂回があったような場合は、通勤途上と認められないのが一般的です。

2　４日以上の休務が要件ですが、入院した日数はもとより、自宅療養の日数も含まれます。

3　この給付金の請求に当たっては、労働基準監督署の認定が必要です。その証明として、労災保険の休業補償金の支給決定通知書を添付していただくことになっています。
（※プランＡ・Ｂ共に、業務中または通勤途上での災害時のみに適用されます。）

4　療養（休業）見舞金の給付を受けたときは、入院見舞金は支給されません。

第36条　通院見舞金

加入員が業務中および通勤災害における傷病の治療のために通院し、その期間が90日以内で通院回数が10回以上になったときは通院見舞金として２万円（プランＢ３万円）を給付する。
（地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する場合を含む）
また、入院見舞金の支給を受けず入院と通院を合算した場合も給付する。
前項に拘らず、次の各号のいずれかに該当する場合はこの給付を行わない。
（１）同一事由による通院であって、前回の通院日から１年を経過していない場合
（２）第35条の定めによる療養（休業）見舞金の給付を受けた場合
（３）第37条の定めによる入院見舞金の給付を受けた場合

【解 説】

1　この条項は、加入員が業務中災害や通勤災害による治療のために90日以内に10回以上通院した場合に給付されます。傷病の原因が天災による場合も適用されます。
業務上災害とは、一般的に「業務遂行性」と「業務起因性」の双方を満たしていることが必要です。
業務遂行性とは、使用者の指示、命令によって業務に従事している状態にあることをいいます。
通勤災害において通勤とは、業務に従事するために自宅と会社との間を合理的な時間と経路で往復する途上のことをいいます。
従って、私的な理由による通勤の中断や、常識の範囲を超えた迂回があったような場合は、通勤途上と認められないのが一般的です。

2　対象期間中の90日以内に10回以上の「通院」が要件ですから自宅療養の日数は含まれません。

3　同一事由の病気やケガであっても、前回の最終通院日から１年以上経過して再通院した場合は「２回目」の給付の対象になります。

4　同一事由の病気やケガで転院した場合で、合算して90日以内に10回以上通院した場合は、１回分しか給付されません。

5　療養見舞金や入院見舞金の給付を受けたときは、通院見舞金は給付されません。

6　この給付を受けるためには「通院期間が90日以内で通院が10回以上である」ことを証明する、医師の診断書が必要です。
例えば「向後10回以上の通院が必要」といった「将来形」の証明ではなく「○月○日から○月○日まで通院加療をした」という「過去形」の内容証明が必要です。
また「通院日は○月○日」というような記載をしてください。

第37条　入院見舞金

加入員が傷病の治療のために入院したときは入院見舞金として
右記により給付する。
（地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する場合を含む）
前項に拘らず、次の各号のいずれかに該当する場合はこの給付を行わない。

入院期間（連続）	プランＡ	プランＢ
１日～３日	5,000円	10,000円
４日～６日	15,000円	25,000円
７日以上	30,000円	50,000円

（１）同一事由による入院であって、前回の退院日から１年を経過していない場合
（２）入院見舞金の給付を受けて入院中に、他の病気を併発したため継続して入院し、または転院した場合
（３）新規加入以前より発生した傷病による入院の場合
（４）第35条の定めによる療養見舞金の支給を受けた場合
（５）第36条の定めによる通院見舞金の支給を受けた場合
（６）出産・検査のための入院の場合。
但し、正常でない分娩（帝王切開・切迫早産・切迫流産・妊娠悪阻ほか）の場合で、14日以上入院した場合は給付する。

【解 説】

この条項は、加入員が病気やケガ（私傷病）の治療のために入院した場合に給付されます。
傷病の原因が天災による場合も適用されます。
但し、新規加入以前より発生した傷病による入院については、給付対象としません。

1　入院期間は連続していることが条件で、同一の事由で複数回入院した場合は、最も長い入院期間を基準として給付します
（上記金額は、１日当たりの給付額ではありません。入院期間に対応しての合計の給付金額となります）
2　「入院」が要件ですから自宅療養の日数は含まれません。
3　（1）は、前回の退院日から、1年を経過しないで同じ病気や怪我が起因して再入院した場合、または診断名（病名）が前回と違う場合でも、同じ部位で手術・治療等の為に再入院した場合も給付されません。
4　同一事由の病気やケガであっても、前回の退院日から1年以上経過して再入院した場合は「2回目」の給付の対象になります。
5　同一事由の病気やケガで転院した場合であっても、1回分しか給付されません。
尚、転院後の入院期間が異なる場合は、入院期間の長いほうを基準として給付します。
6　入院見舞金の支給を受けたときは、療養見舞金は給付されません。
7　臓器移植手術の為の臓器提供者として、入院した場合も給付対象となります。
8　入院期間を示す書類は、○月○日から○月○日まで入院加療をした」という過去形の内容の証明が必要です。向後○日間の入院加療を要するなど、見込（将来形）は証明となりません。

第38条　災害見舞金
「特別加入員」（ＪＴＢと宿泊基本契約を締結している当事者である会員施設の経営者）、或いは常勤の経営者または役員が　旅ホ連共済に加入している施設で、天災等により施設が直接の被害を被り、当日を含め2日以上休業又は営業不能となった場合、「災害見舞金」として1施設に付き5万円（プランＢ10万円）を給付する。

【解 説】
地震、噴火、洪水、津波等の天災により、2日間以上休業した場合に給付されます。給湯施設（共同湯を含む）やボイラー等の損壊による休業、**ライフライン（水道、電気、ガス、施設までの道路等）の遮断による休業を含みます**。また、災害によりお客様が帰宅不能となり、そのお客様対応のためだけに止むを得ず営業を継続した場合は、休業とみなします。「特別加入員」、或いは常勤の経営者または役員、支配人等が加入していることが条件となり、「災害見舞金」は、当該施設の銀行口座に振込となります。(2018/11/15に改定しています)

第39条　特別災害見舞金
大地震や津波･台風等の大規模自然災害等により、旅ホ連共済に加入している施設の多数が被害を受けた場合には、理事会の協議を経て特別災害見舞金を支部連合会に贈呈する。

【解 説】
1　特別災害見舞金はＪＴＢ協定旅館ホテル連盟共済理事長名で贈呈する。
2　特別災害見舞金の贈呈基準は以下のとおりとする。
（1）見舞金額は被災地域の加入員数と加入費を目安とする。
（2）見舞金の対象となる大規模自然災害とは、原則として国の激甚災害に指定された大規模災害やそれに準ずる災害をいう。
（3）旅ホ連共済に加入している施設の多数が被害を受けるとは、原則として同一地域の施設が直接的な被害や交通遮断等により、営業不能となった場合をいう。

第40条　長寿祝金
加入員が次の年齢に達したときは、長寿祝金を給付する。
2　加入員が満70才に達したときは、古希祝金として3万円を給付する。
3　加入員が満77才に達したときは、喜寿祝金として5万円を給付する。

【解 説】
1　2025年4月1日より普通加入員の加入年齢を69歳まで引き上げたため古希祝金の給付要件として
①満68歳までに加入②加入継続が5年以上の2点を満たした場合に給付します。また、68歳で加入の場合、給付は満72歳の年度に給付となります。
2　喜寿は特別加入員に限ります。

第41条　結婚祝金
加入員が結婚したときは、結婚祝金として2万円を給付する。
2　加入員同士が結婚したときは、双方に給付する。
3　加入員が結婚のため退職（脱退）した場合は、退職後6ヶ月以内の結婚に対し給付する。
4　この祝金は、婚姻届を提出し入籍した場合に限り給付する。
（注）この祝金は初婚に限ることなく給付する。

【解 説】
1　この祝金の対象になるのは「婚姻届を提出し入籍した場合」に限ります。
（同棲等、事実上夫婦関係であっても給付されません）
2　再婚等婚姻の回数に関係なく、その都度給付されます。

第 42 条　出産祝金

加入員または加入員の配偶者（婚姻の届出をしていなくとも事実上婚姻と同様の関係にある場合を含む）が出産した時は出産祝金として２万円を給付する。

２　夫婦とも加入員の場合は双方に給付する。

３　双生児等の多胎出産の場合は、出生児１人につき２万円を給付する。

４　加入員が出産のため脱退した場合であって、脱退後６ヶ月以内に出産した時はこの給付の対象とする。

（注）死産または流産の場合は「弔慰金」の名目で同額を給付する。ただし、人工中絶の場合はこの対象としない。

【解 説】

１　この祝金は入籍していなくても同棲等、事実上夫婦関係である場合にも適用されます。

２　双生児など多胎出産の場合は出生児１人につき２万円が給付されます。

３　死産とは、妊娠４ヶ月以上の胎児が死亡して生まれることをいいます。

４　流産とは、妊娠７ヶ月未満の胎児が死亡して生まれることをいいます。

第 43 条　入学祝金

加入員の子の小学校入学または中学校入学に対して入学児童・生徒１人につき入学祝金として１万円を給付する。

２　夫婦とも加入員の場合は、双方に給付する。

【解 説】

１　双生児等入学児童・生徒１人につき、それぞれ１万円が給付されます。

２　高等学校以上の入学には適用しません。

第 44 条　業務上災害または通勤災害の認定

業務上災害または通勤災害であることを給付要件としている療養見舞金、通院見舞金は、労働基準監督署が業務上災害または通勤災害として認定した場合に給付する。

２　会員施設の経営者・役員等労災保険の適用除外者の療養見舞金、通院見舞金については、旅ホ連本部人財・組織強化委員会がこの認定を行う。

【解 説】

１　業務上災害または通勤災害であることを支払い要件としている保険金・給付金は次のとおりです。

○業務上災害または通勤災害による死亡（死亡保険金）　※プランＢは除く

○業務上災害または通勤災害により負傷し､その傷病が治癒したときに身体に障害が残った場合（後遺障害保険金）※プランＢは除く

○業務上災害または通勤災害により負傷しその傷病の治療のために４日以上休務した場合（療養見舞金）

○業務上災害または通勤災害により 90 日以内に 10 回以上通院した場合。（通院見舞金）

２　このような場合には労働基準監督署の認定が重要な要件となります。
認定された証明として次の書類を添付していただきます。＜療養見舞金：労災保険の休業補償金の支給決定通知書＞
（死亡・後遺障害保険金は保険会社が認定するため、この書類は不要です。）

３　経営者、役員、アルバイト、パート等で労災保険に加入していない加入員については、旅ホ連本部人財・組織強化委員会が労働基準監督署の意見や弁護士の判断等を参考として決定します。

第 45 条　給付金の併給

支払い事由が同一であっても、次の給付項目は併給する。

（１）死亡保険金と療養見舞金または通院見舞金

（２）弔慰金と入院見舞金

（３）死亡保険金と入院見舞金

（４）後遺障害保険金と入院見舞金

（５）後遺障害保険金と療養見舞金または通院見舞金

（６）弔慰金又は死亡保険金と家族弔慰金（加入家族が複数の場合、加入員それぞれに給付します）

２　支払い事由が同一であっても、次の給付項目は併給しない。

（１）死亡保険金と弔慰金

（２）死亡保険金と後遺障害保険金

（３）療養見舞金と通院見舞金

（４）療養見舞金と入院見舞金

（５）通院見舞金と入院見舞金

第 46 条　給付の制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、その給付を行わない。

（１）業務上災害または通勤災害であることを給付要件としている療養見舞金、通院見舞金の給付に関しては、労働基準監督署または旅ホ連本部人財・組織強化委員会が業務上災害または通勤災害として認定しなかった場合給付しない。

（２）加入員の故意または重大な過失に起因する場合（飲酒運転および無免許運転を含む）、原則としてすべての給付項目について給付しない。ただし、加入後１年以上経過後の自殺については給付する。

（３）加入員が新規に加入した日以前すでに生じていた傷病に起因して、加入日から１年未満の間に死亡した場合は弔慰金を給付しない。

（4）加入員が新規に加入した日以前、すでに生じていた傷病に起因して加入日から１年未満の間に、身体に障害が残った場合、後遺障害保険金を支給しない。
（5）雇用期間が断続している雇用形態の加入員が雇用期間の中断中に給付事由が発生した場合、一切の給付を行わない。
（6）国内外を問わず戦争その他変乱に起因して死亡または身体障害、ケガ等を被った場合一切の給付を行わない。
（7）加入員が新規に加入した日以前、すでに生じていた傷病による入院については入院見舞金の給付対象とはしない。
（注）第２号から第７号までの全号について、労働基準監督署が業務上災害または通勤災害として認定した場合であっても、旅ホ連共済はその給付を行わない。

【解 説】
この条項は本人の故意、重大な過失、不可抗力、旅ホ連共済規約の違反等による場合は支給要件が整っていても給付を行わないことを規定したものです。
具体的な認定は個々のケースにより、旅ホ連本部人財・組織強化委員会が判定をします。

第 47 条　天災に起因する場合の給付総額の制限
地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する場合の給付については、その総額において次の金額を給付限度とする。
（1）１事故あたりの給付総額は、給付事由が発生した時点における給付積立金の３分の２までとする。
（2）前号の給付総額の確定、按分の方法、その他具体的な取り扱い方については、旅ホ連本部人財・組織強化委員会において、その都度定める。

【解 説】
1　地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する場合は多数の被災者が想定され、給付総額が甚大になることから旅ホ連共済の財政が破綻し、継続的な運営ができなくなることが想定されます。
2　そのため、給付の内容と件数によっては給付総額の制限をせざるをえない場合があります。
3　給付総額がその時点の給付積立金の３分の２を超える給付請求があった場合は、旅ホ連本部人財・組織強化委員会で一定のルールのもとに個々の給付額を決定いたします。この場合、規約に定める給付額を下回るケースが生じます。

第 48 条　給付を受ける権利の時効
この規約により給付を受ける権利は給付事由が発生した日から起算して２年間経過した日に時効により消滅する。

【解 説】
給付の請求は事由が発生した日から２年間経過することによって時効により消滅しますがその始期は次のとおりです。
（1）弔慰金：死亡した日から起算します。
（2）死亡保険金：傷害総合保険の引受保険会社の規定に従います。
（3）後遺障害保険金：傷害総合保険の引受保険会社の規定に従います。
（4）家族弔慰金：死亡した日から起算します。
（5）療養（休業）見舞金：業務上災害または通勤災害によって負傷した日から起算します。
（6）通院見舞金：最初に通院した日から起算します。
（7）入院見舞金：最初に入院した日から起算します。
（8）結婚祝金：入籍した日から起算します。
（9）出産祝金：子が出産された日から起算します。
（10）入学祝金：子の入学した日から起算します。
（11）長寿祝金：該当の誕生日から起算します。
（12）災害見舞金：災害を受け最初に休業した日から起算します。

第 49 条　異議の申立て
加入員は給付の裁定その他旅ホ連共済の運営について異議を申立てることができる。
2　異議の申立ては、旅ホ連本部人財・組織強化委員会の審議結果を通知された日から１ケ月以内に、書面で旅ホ連共済事務局宛に提出することとする。
3　異議の申立ての内容に関する決裁は原則として旅ホ連本部人財・組織強化委員会が行う。
4　異議申立人との対応、処理は原則として常務理事の旅ホ連本部専務理事が行う。
5　常務理事の旅ホ連本部専務理事は異議申立てについての経過および結果を理事長に報告するとともに、必要に応じて理事会に報告する。
6　傷害総合保険の死亡保険金及び後遺障害保険金については、引受保険会社の規定に従う。

第 50 条　合意管轄裁判所
旅ホ連共済の運営に関する訴訟については、管轄する東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

第７章　資産および会計

第 51 条　資産
旅ホ連共済の資産は加入費収入、事業収入、寄付金、その他旅ホ連共済の得た収入により形成する。
事業収入は利子、配当等の収入をいう。

第 52 条　会計年度
旅ホ連共済の会計年度は４月１日から翌年３月 31 日までとする。
この会計年度に合わせて、加入員資格の年度更新を行う。

第 53 条　決算報告
事務局は会計年度終了後３ヶ月以内に、理事会に対し事業報告および決算報告を行うものとする。
２　決算報告書には監事の監査報告を添付することとする。

【解 説】
事務局では事業年度終了後、直ちに年度決算事務を行い、会計監査を受けます。
監査の結果について「監査報告書」を受け、通常４月に開催される理事会で審議、承認を受けます。
２　決議の内容は、理事会の開催後にＪＴＢ旅ホ連ホームページ「やどこむ」に掲載されます。

第 54 条　剰余金および不足金
会計年度における剰余金および不足金の処理は原則として次による。
（１）剰余金については、原則として給付積立金として積立てるが小額の場合は次年度に繰り入れする。
（２）不足金については剰余金から取り崩す。

【解 説】
給付積立金は給付の財源および給付制度の改善原資に充当されます。

第 55 条　帳簿の閲覧
加入員はいつでも会計帳簿を閲覧することができる。

第 56 条　定期検証
旅ホ連共済は事業年度ごとに事業内容および財務内容について総合的に分析、検討し、改善策を講じて加入員の福祉の向上に努めるものとする。

第 57 条　旅ホ連共済の解散
旅ホ連共済を解散する場合の資産の処分は次による。
（１）解散時点における資産総額を、解散時点における加入員数で均等に除す。
（２）前号の金額は経営者（解散時点におけるＪＴＢとの契約当事者）又は個人に対して支払う。
２　前項の詳細については理事会において決定する。

【解 説】
旅ホ連共済の資産は加入員全員の共有財産です。財産は通常、有価証券、貸付金、預金、現金の形で保有しています。
２　万一旅ホ連共済を解散するときは、その時点での財産を加入員数に応じて均等に配分することになります。
３　具体的な取扱い方については理事会において決定しその内容を加入員の皆様にお知らせすることになります。

付則

1987 年 10 月制定	1988 年 12 月改定	1989 年 9 月改定	1990 年 9 月改定
1992 年 9 月改定	1993 年 9 月改定	1995 年 9 月改定	1996 年 9 月改定
1997 年 4 月改定	1998 年 4 月改定	1998 年 7 月改定	1999 年 4 月改定
1999 年 7 月改定	2003 年 4 月 23 日改定	2004 年 11 月改定	2005 年 4 月改定
2006 年 4 月改定	2007 年 4 月改定	2008 年 4 月改定	2010 年 4 月改定
2011 年 4 月改定	2014 年 4 月改定	2017 年 7 月改定	2019 年 12 月改定
2020 年 12 月改定	2025 年 4 月改定		

●お問い合わせは

JTB協定旅館ホテル連盟
JTB旅ホ連共済

〒113-0034　東京都文京区湯島3-37-4 5階
TEL：03-3834-7054　FAX：03-3834-7060
やどこむURL：www.ryoren.ne.jp／
共済アドレス：kyosai0754@jtb.gr.jp